

プレスリリース

反捕鯨団体シー・シェパードによる妨害行為（第2報）

平成26年2月24日

一般財団法人 日本鯨類研究所

平成26年2月23日17時30分頃（日本時間）から24日0時頃までの間、第二期南極海鯨類捕獲調査(JARPA II)船団に属する勇新丸(YS1)及び第三勇新丸(YS3)が、反捕鯨団体シー・シェパード(SS)の妨害船ボブ・バーカー号(BB号)による妨害行為を受けた。

BB号から降下された小型ボート2隻がYS1及びYS3の船首直前を航行し、ワイヤーや錘等の付いたロープを各船に十数回ずつ投入した。その結果、両船ともスクリューにロープが絡策した。また、YS3はロープに装着された錘の接触によるものと思われる傷が、舵板表面に認められた。更に、BB号から信号ロケット弾がYS1に8発、YS3に5発発射された。

YS1及びYS3は、これらBB号の接近および妨害行為に対し、妨害行為を止めるよう音声や放水等による警告を繰り返し行った。現在のところ、YS1及びYS3の両船は、これらの妨害行為による航行への支障はなく、また両船の乗組員にも怪我はない。

平成24年12月17日、米国の第九巡回区控訴裁判所は、SS、ポール・ワトソン及び彼らと呼応して活動する者に対し、①調査船への物理的攻撃、調査船の安全航行を脅かす航行の禁止、②調査船の500ヤード(約457メートル)以内への接近の禁止を命ずる仮処分命令を発出している。当研究所は、昨年来、SSの各妨害行為について、同控訴裁判所に法廷侮辱の申立てを行っている。

日本が実施しているJARPA IIは国際捕鯨取締条約に基づく合法的な調査活動である。SSによる妨害行為は、調査捕鯨に従事する我が国の船舶及び乗組員の生命・財産を脅かすものであり、決して許されるものではない。当研究所は、SS妨害船の旗国及び寄港国であるオランダ、豪州及びニュージーランド並びにSSが本部を置く米国といった関係国が、SSの一連の犯罪行為を放置することなく、利用可能なあらゆる手段を講じて厳正に対応することを強く求める。

<http://www.icrwhale.org/gpandseaJapan.html>

以上